

# 附属機関等の概要

別記様式2

(令和5年1月13日現在)

担当部課名	環境生活部環境保全局環境政策課	内線	24-204
-------	-----------------	----	--------

附属機関等の名称	北海道環境審議会														
「附属機関」、「懇談会」の別	附属機関														
設置年月日	平成6年8月1日														
設置根拠	北海道環境審議会条例														
設置目的	<p>&lt;目的&gt;</p> <p style="text-align: center;">環境基本法第43条第1項及び自然環境保全法第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する。</p> <p>&lt;所掌事項、議題等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。</li> <li>・その他、法令又は他の条例の規定によりその権限に属させられた事務。</li> </ul>														
委員構成	<p>1 委員(構成員)数 <span style="float: right;">17名</span> <span style="float: right;">【定数：20名以内】</span></p> <p style="margin-left: 20px;">(うち女性委員) <span style="float: right;">2名</span></p> <p style="margin-left: 20px;">(うち公募委員) <span style="float: right;">0名</span> <span style="float: right;">【公募枠： 名】</span></p> <p style="margin-left: 20px;">現在委員を委嘱していない場合はその理由 ( )</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">名称</th> <th style="width: 40%;">委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道環境審議会水環境部会</td> <td style="text-align: center;">13名(うち0名)</td> </tr> <tr> <td>北海道環境審議会自然環境部会</td> <td style="text-align: center;">13名(うち2名)</td> </tr> <tr> <td>北海道環境審議会温泉部会</td> <td style="text-align: center;">8名(うち0名)</td> </tr> <tr> <td>北海道環境審議会地球温暖化対策部会</td> <td style="text-align: center;">11名(うち4名)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			名称	委員数(うち女性委員)	北海道環境審議会水環境部会	13名(うち0名)	北海道環境審議会自然環境部会	13名(うち2名)	北海道環境審議会温泉部会	8名(うち0名)	北海道環境審議会地球温暖化対策部会	11名(うち4名)		
名称	委員数(うち女性委員)														
北海道環境審議会水環境部会	13名(うち0名)														
北海道環境審議会自然環境部会	13名(うち2名)														
北海道環境審議会温泉部会	8名(うち0名)														
北海道環境審議会地球温暖化対策部会	11名(うち4名)														
会議の公開状況	<p>公開・非公開 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">一部非公開</span>・未決定の別</p> <p>公開できない理由(非公開・一部非公開の場合)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>北海道環境審議会は、会議を公開とする。          北海道環境審議会の部会は、原則として会議を公開とする。ただし、部会の開催にあたり、次の事由に該当する場合は、部会の決定により例外的に会議を非公開とすることができる。          (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあること          (2) 公開することにより、特定の者に不当な利益や不利益をもたらすおそれがあること</p> </div>														